

横浜地域調達情報

令和7年9月9日公表 調達番号:横25140号

件名:USBメモリ等の購入【概算総価】(旭警察署)

見積書提出期限:令和7年9月18日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日	旭警察署 2階会計課 (横浜旭区本村町33-5) エレベーターなし

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減する可能性がある。
- 2 見積金額は1品目あたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは小数点第5位以下切り捨て)。
- 5 詳細は、別紙2「仕様書」のとおり。

同等品の確認の連絡先

所属	旭警察署
担当者	河光 玲奈
電話	045-361-0110(内線234)
FAX	045-361-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	USBメモリ	不問	16GB スライド式 USB3.0対応	-	240	個
2	USBメモリ	不問	32GB スライド式 USB3.0対応	-	100	個
3	USBメモリ	不問	64GB スライド式 USB3.0対応	-	30	個
4	SDHCメモリーカード	エレコム	16GB MF- MS016GU11R	可	2	個
5	SDHCメモリーカード	エレコム	32GB MF- MS032GU11R	可	2	個
6	BD-R	不問	25GB 10枚入 薄型ケース入り	-	20	パック
7	インクボトル	エプソン	YAD-BK	否	10	本
8	インクボトル	エプソン	HAR-C	否	10	本
9	インクボトル	エプソン	HAR-M	否	10	本
10	インクボトル	エプソン	HAR-Y	否	10	本
11	インクカートリッジ	エプソン	ICBK82	否	20	個
12	インクカートリッジ	エプソン	ICCL82	否	10	個
13	メンテナンスボックス	エプソン	PXMB5	否	2	個
14	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	2	本
15	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	20	本
16	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	20	本
17	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	20	本
18	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	20	本
19	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	4	箱
20	トナーカートリッジ	ブラザー	TN-27J	否	2	箱
21	印画紙	キャノン	SD-201L400 L版 400枚入	可	90	箱

仕様書

- 1 件名
USBメモリ等の購入【概算総価】
- 2 契約期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
ただし、発注期間は令和7年10月1日から令和8年3月19日までとする。
- 3 品目及び規格
別紙1のとおり
- 4 契約方法
単価契約とする。
- 5 発注方法及び納入期限
発注は、おおむね月1～2回程度とし、ファクシミリで行う。発注日の翌日から起算して10日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起算して10日後が「神奈川県の日を定める条例」に規定する休日に当たる場合は、その翌開庁日までとする。
- 6 納品場所及び納品方法
 - (1) 旭警察署（横浜市旭区本村町33-5）内2階会計課まで納品すること。
 - (2) 納品の際には、物品とともに「納品書」（宛名（旭警察署長）、納品年月日、納品場所（旭警察署）、商号、代表者役職氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
 - (3) 納入品に不適合品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。
- 7 代金の支払い等
受注者は、1ヶ月分の納品数量をとりまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
なお、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 8 配送方法
自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 9 その他
本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
 - (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅延日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額の違約金を徴する。
※（1）及び（2）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照。